

令和元年度 保育料軽減制度のお知らせ

保護者の負担を軽減するための保育料軽減制度について、お知らせします。国・県・市など様々な軽減措置が実施されています。

1. 保育料基準額の軽減について

山梨市では、保育料の基準額を国の基準より低く設定しています。

2. 多子世帯の保育料負担軽減について

- ① 年収360万円未満相当世帯について、多子軽減における年齢制限が撤廃されます。
下記に該当する世帯は、第1子の年齢を問わず、第2子半額、第3子以降無料となります。
 - 該当要件
 - ・ 3号認定子どもについては、市民税所得割課税額57,700円未満
- ② 市民税非課税世帯については、第1子の年齢を問わず、第2子以降無料となります。

3. ひとり親世帯等の保育料負担軽減について

年収約360万円未満相当のひとり親世帯等への軽減措置があります。

- 3号認定：第3～5階層と認定された場合、当該階層の保育料から1,000円を控除した額の半額
又は、9,000円のいずれか低い額
第6階層と認定された場合、当該階層の保育料の半額
又は、9,000円のいずれか低い額

※ ひとり親世帯等については、現行制度において、第2階層は第1子から無料、
3号認定の第3～6階層は第2子以降無料

<みなし寡婦(夫)適用について>

税法上の「寡婦(夫)控除」が適用されない未婚のひとり親家庭を対象に同控除が適用されたとみなして保育料を計算します。

みなし寡婦(夫)適用には申請が必要ですので、詳細は子育て支援課までお問い合わせください。

4. やまなし子育て応援事業による軽減について

(山梨県が行う、第2子以降3歳未満児保育料無料化事業)

年収約640万円未満相当世帯における第2子以降の保育料が、3歳に達した日以後最初の3月31日までなるまでの間、無料になります。

対象児童

- ① 0・1・2歳児のうち、保育が必要な3歳未満児の子ども
- ② 世帯の第2子以降の子ども
(生計を一にする第1子がいること)
- ③ 世帯の市町村民税所得割課税額が169,000円未満であること。
(世帯の年収約640万円相当)

生計を一にするとは…

たとえば

- ① 一緒に生活をしている
(同じ家に住んでいて、生活費が一緒)
- ② 別々に住んでいるけれど、生活費を送りしている
- ③ 入院しているけれど、療養費を支払っている

など

第1子の制限は・・・

⇒ 年齢を問わず、第1子として数えます
(生計が一であることが必要です)

令和元年度 副食費軽減制度のお知らせ

3歳以上児の副食費(おかず・おやつ)については、保護者の負担となりますが、一定の所得未満の世帯等の副食費は免除されます。

< 1号認定 >

- ① 市民税所得割額77,101円未満の世帯
- ② 小学校1～3年生及び認可保育所等に入所する兄弟が2人以上いる場合

< 2号認定 >

- ① ひとり親世帯以外 市民税所得割額57,700円未満の世帯
- ② ひとり親世帯等(ひとり親世帯及び身体障害者手帳等の交付を受ける者が同居する世帯)
市民税所得割額77,101円未満の世帯
- ③ 小学校就学前の認可保育所等に入所する兄弟が2人以上いる場合

【お問い合わせ先】

山梨市役所 子育て支援課 保育・児童担当
TEL 0553-22-1111 内線 1154